

十一 第 68 条の 19 (関西文化学術研究都市の文化学術研究地区における文化学術研究施設の特別償却) 関係

改 正 後	改 正 前
<p>(研究施設の範囲)</p> <p>68 の 19-1 ……………<u>研究施設</u>……………</p>	<p>(研究施設の範囲)</p> <p>68 の 19-1 ……………<u>「第 44 条第 1 項に規定する研究施設」</u>……………</p> <p>…</p>
<p>(研究所用施設の要件の判定)</p> <p>68 の 19-2 ……………</p> <p>……………<u>研究所用の施設 (以下「研究所用の施設」という。) の取得又は製作若しくは建設 (以下「取得等」という。)</u>……………</p> <p>(注) ……………</p>	<p>(研究所用施設の要件の判定)</p> <p>68 の 19-2 ……………</p> <p>……………<u>研究所用の施設の取得等</u>……………</p> <p>(注) ……………</p>
<p>(研究所用の建物及びその附属設備の意義)</p> <p>68 の 19-3 措置法第 68 条の 19 第 1 項に規定する研究所用の建物及びその附属設備……………</p> <p>(1) ……………</p> <p>(2) ……………</p> <p>(注) ……………</p>	<p>(研究所用の建物及びその附属設備の意義)</p> <p>68 の 19-3 措置法第 68 条の 19 第 1 項に規定する<u>研究施設に該当する措置法第 44 条第 1 項に規定する研究所用の建物及びその附属設備</u>……………</p> <p>(1) ……………</p> <p>(2) ……………</p> <p>(注) ……………</p>
<p>(特別償却の対象となる研究所用の建物の附属設備)</p> <p>68 の 19-4 措置法第 68 条の 19 第 1 項に規定する研究所用の建物の附属設備……………</p>	<p>(特別償却の対象となる研究所用の建物の附属設備)</p> <p>68 の 19-4 措置法第 68 条の 19 第 1 項に規定する<u>研究施設に該当する措置法第 44 条第 1 項に規定する研究所用の建物の附属設備</u>……………</p>
<p>(機械及び装置の取得価額の判定単位)</p> <p>68 の 19-6 ……………<u>措置法令第 39 条の 51</u>……………</p>	<p>(機械及び装置の取得価額の判定単位)</p> <p>68 の 19-6 ……………<u>措置法令第 28 条の 4 第 2 項</u>……………</p>

改 正 後	改 正 前
<p><u>(新增設の範囲)</u></p> <p><u>68 の 19-8 措置法第 68 条の 19 第 1 項の規定の適用上、次に掲げる研究所用の施設については、同項の新設又は増設により取得等をした研究所用の施設に該当するものとする。</u></p> <p><u>(1) 既存設備が災害により滅失又は損壊したため、その代替設備として取得等をした研究所用の施設</u></p> <p><u>(2) 既存設備の取替え又は更新のために研究所用の施設の取得等をした場合で、その取得等により処理能力等が従前に比して相当程度（おおむね 30%）以上増加したときにおける当該研究所用の施設のうちその処理能力等が増加した部分に係るもの</u></p>	<p>(新 設)</p>

十二 第 68 条の 24 (共同利用施設の特別償却) 関係

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;"><u>第 68 条の 24 (共同利用施設の特別償却) 関係</u></p> <p><u>(圧縮記帳の適用を受けた場合の共同利用施設の取得価額要件の判定)</u></p> <p><u>68 の 24-1 措置法令第 39 条の 52 に規定する一の共同利用施設の取得価額が 100 万円以上であるかどうかを判定する場合において、その共同利用施設が法第 81 条の 3 第 1 項の規定により同項の個別損金額を計算する場合の法第 42 条から第 45 条まで及び第 47 条から第 49 条までの規定による圧縮記帳の適用を受けたものであるときは、その圧縮記帳後の金額に基づいてその判定を行うものとする。</u></p>	<p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>

十三 第 68 条の 25 ((特定農産加工品生産設備の特別償却) 関係)

改 正 後	改 正 前
第 68 条の 25 ((特定農産加工品生産設備の特別償却) 関係)	第 68 条の 25 ((特定農産加工品生産設備等の特別償却) 関係)
(廃 止)	<u>第 1 款 特定農産加工品生産設備</u>
(中小連結法人等であるかどうかの判定の時期)	(中小連結法人等であるかどうかの判定の時期)
<u>68 の 25-1</u> …………… …………… <u>同項第 5 号</u> ……………	<u>68 の 25(1)-1</u> …………… …………… <u>同項</u> ……………
(事業の用に供したものとされる資産の貸与)	(事業の用に供したものとされる資産の貸与)
<u>68 の 25-2</u> ……………	<u>68 の 25(1)-2</u> ……………
(取得価額の判定単位)	(取得価額の判定単位)
<u>68 の 25-3</u> <u>措置法令第 39 条の 54 第 1 項</u> ……………	<u>68 の 25(1)-3</u> <u>措置法令第 39 条の 52 第 1 項</u> ……………
(圧縮記帳をした特定農産加工品生産設備の取得価額)	(圧縮記帳をした特定農産加工品生産設備の取得価額)
<u>68 の 25-4</u> <u>措置法令第 39 条の 54 第 1 項</u> ……………	<u>68 の 25(1)-4</u> <u>措置法令第 39 条の 52 第 1 項</u> ……………
(廃 止)	<u>第 2 款 新用途米穀加工品等製造設備</u>
(廃 止)	<u>(事業の用に供したものとされる資産の貸与)</u>
	<u>68 の 25(2)-1</u> <u>連結法人が、自己の下請業者(措置法第 68 条の 25 第 2 項に規定する生産製造連携事業計画の認定を受けたものに限る。)</u> で同項の生産製造連携事業(以下「生産製造連携事業」という。)を営むものに対し、当該事業の用に供する同項に規定する新用途米穀加工品等製造設備(以下「新用途米穀加

改 正 後	改 正 前
	<p><u>工品等製造設備」という。)を貸し付けている場合において、当該新用途米穀加工品等製造設備が専ら当該連結法人の製造する製品の加工等の用に供されるものであるときは、その貸し付けている新用途米穀加工品等製造設備は当該連結法人の営む生産製造連携事業の用に供したものとして取り扱う。</u></p> <p><u>④ 自己の計算において原材料等を購入し、これをあらかじめ指示した条件に従って下請加工させて完成品とするいわゆる製造問屋の事業は、生産製造連携事業に該当しない。</u></p>

十四 第 68 条の 26 ((特定信頼性向上設備等の特別償却) 関係)

改 正 後	改 正 前
<p>(圧縮記帳をした減価償却資産の取得価額)</p> <p>68 の 26-2 連結法人が措置法令第 39 条の 55 第 2 項第 2 号イ……………</p>	<p>(圧縮記帳をした減価償却資産の取得価額)</p> <p>68 の 26-2 連結法人が措置法令第 39 条の 53 第 2 項第 2 号イ……………</p>

十五 第 68 条の 27 ((特定地域における工業用機械等の特別償却) 関係)

改 正 後	改 正 前
<p>(生産等設備等の範囲)</p> <p>68 の 27-1 ……………</p> <p><u>措置法令第 39 条の 56 第 5 項から第 8 項まで……………</u></p> <p>(適用対象地域が重複する場合の選択適用)</p> <p>68 の 27-2 ……………</p> <p>……………<u>取得(製作又は建設を含む)……………</u></p>	<p>(生産等設備等の範囲)</p> <p>68 の 27-1 ……………</p> <p><u>措置法令第 39 条の 56 第 5 項、第 6 項又は第 7 項……………</u></p> <p>(適用対象地域が重複する場合の選択適用)</p> <p>68 の 27-2 ……………</p> <p>……………<u>取得等(取得又は製作若しくは建設をいう)……………</u></p>

改 正 後	改 正 前
<p><u>連結法人が同条第2項に規定する産業振興機械等（以下「産業振興機械等」という。）の取得等（同項に規定する取得等をいう。以下同じ。）をし事業の用に供した地区が措置法第45条第2項の表の2以上の号の上欄に掲げる地区に該当する場合についても、同様とする。</u></p> <p><u>⑥ 同表の第4号の上欄に掲げる地区には、同表の第1号の上欄に掲げる地区は含まれないことに留意する。</u></p> <p>（一の生産等設備等の取得価額基準の判定）</p> <p>68の27-3 ……………</p> <p>……………措置法令第39条の56第5項各号、第6項各号、<u>第7項各号若しくは第8項</u>……………</p> <p>（圧縮記帳をした減価償却資産の取得価額）</p> <p>68の27-4 ……………</p> <p>……………措置法令第39条の56第5項各号、第6項各号、<u>第7項各号若しくは第8項</u>……………</p> <p>⑥ ……………</p> <p>……………産業振興機械等……………<u>措置法第68条の27第1項</u>……………</p> <p>……………</p> <p>（特別償却等の対象となる新設又は増設に伴い取得等をした資産）</p> <p>68の27-6 ……………</p> <p>……………<u>取得</u>……………<u>取得</u>……………</p>	<p>（一の生産等設備等の取得価額基準の判定）</p> <p>68の27-3 ……………</p> <p>……………措置法令第39条の56第5項各号、第6項各号<u>若しくは</u>第7項各号……………</p> <p>（圧縮記帳をした減価償却資産の取得価額）</p> <p>68の27-4 ……………</p> <p>……………措置法令第39条の56第5項各号、第6項各号<u>若しくは</u>第7項各号……………</p> <p>⑥ ……………</p> <p>……………<u>措置法第68条の27第2項に規定する産業振興機械等（以下「産業振興機械等」という。）</u>……………<u>同条第1項</u>……………</p> <p>（特別償却等の対象となる新設又は増設に伴い取得等をした資産）</p> <p>68の27-6 ……………</p> <p>……………<u>取得等</u>……………<u>取得等</u>……………</p>

改 正 後	改 正 前
<p>.....</p> <p>.....取得等.....</p> <p>(<u>新增設の範囲</u>)</p> <p>68 の 27-7</p> <p>.....<u>取得</u>.....<u>取得</u>.....</p> <p>(1)<u>取得</u>.....</p> <p>(2)<u>取得</u>.....<u>取得</u>.....</p> <p>(3)</p> <p>.....<u>工業用機械等の取得をした</u>.....</p> <p>(注)取得等.....<u>同条第 2 項</u>.....</p> <p>(<u>委託研究先への資産の貸与</u>)</p> <p>68 の 27-9 の 4取得.....</p> <p>(<u>特別償却等の対象となる工場用建物等の附属設備</u>)</p> <p>68 の 27-10</p> <p>.....<u>取得</u>.....</p> <p>.....</p> <p>(<u>取得価額の合計額が 10 億円を超えるかどうか等の判定</u>)</p> <p>68 の 27-11</p> <p>.....</p> <p>.....<u>措置法令第 39 条の 56 第 5 項各号、第 6 項各号、第 7 項各号若</u></p>	<p>.....</p> <p>.....<u>同項に規定する取得等</u>.....</p> <p>(<u>新增設の範囲</u>)</p> <p>68 の 27-7</p> <p>.....<u>取得等</u>.....<u>取得等</u>.....</p> <p>(1)<u>取得等</u>.....</p> <p>(2)<u>取得等</u>.....<u>取得等</u>.....</p> <p>(3)</p> <p>.....<u>工業用機械等を取得した</u>.....</p> <p>(注)<u>同条第 2 項に規定する取得等</u>.....<u>同項</u>.....</p> <p>.....</p> <p>(<u>委託研究先への資産の貸与</u>)</p> <p>68 の 27-9 の 4取得<u>又は製作</u>.....</p> <p>(<u>特別償却等の対象となる工場用建物等の附属設備</u>)</p> <p>68 の 27-10</p> <p>.....<u>取得又は建設</u>.....</p> <p>.....</p> <p>(<u>取得価額の合計額が 10 億円を超えるかどうか等の判定</u>)</p> <p>68 の 27-11</p> <p>.....</p> <p>.....<u>措置法令第 39 条の 56 第 5 項各号、第 6 項各号若しくは第 7 項</u></p>

改 正 後	改 正 前
<p><u>しくは第8項</u>……………</p> <p>(指定事業の範囲)</p> <p>68の27-13 ……………</p> <p>……………工業用機械等の<u>取得又は産業振興機械等の取得等</u>……………</p> <p>…</p> <p>④1 ……………</p> <p>2 ……………</p> <p>(中小規模法人等であるかどうかの判定の時期)</p> <p>68の27-15 連結法人が中小規模法人<u>又は措置法第68条の27第2項に規定する中小連結法人</u>……………取得等……………</p>	<p>各号……………</p> <p>(指定事業の範囲)</p> <p>68の27-13 ……………</p> <p>……………工業用機械等又は産業振興機械等の<u>同条第1項又は第2項の取得等</u>……………</p> <p>④1 ……………</p> <p>2 ……………</p> <p>(中小規模法人であるかどうかの判定の時期)</p> <p>68の27-15 連結法人が中小規模法人……………取得等<u>(措置法第68条の27第2項に規定する取得等をいう。)</u>……………</p>

十六 第68条の29(医療用機器の特別償却)関係

改 正 後	改 正 前
<p>第68条の29 <u>《医療用機器の特別償却》</u>関係</p> <p style="text-align: right;">(廃 止)</p>	<p>第68条の29 <u>《医療用機器等の特別償却》</u>関係</p> <p><u>《医療用機器の範囲》</u></p> <p><u>68の29-5 措置法第68条の29第1項第1号に掲げる資産(以下「医療用機器」という。)は、直接医療の用に供される機械及び装置並びに器具及び備品をいうものとし、耐用年数省令別表第一の「器具及び備品」の「8医療機器」に掲げる減価償却資産はこれに該当する。</u></p> <p>④ 病院、診療所等が有する減価償却資産であっても、例えば事務用の器具及</p>

改 正 後	改 正 前
	<u>び備品、給食用設備、クリーニング設備等のように直接医療の用に供されない減価償却資産は、ここでいう医療用機器には該当しない。</u>

十七 旧第 68 条の 32 (支援事業所取引金額が増加した場合の 3 年以内取得資産の割増償却) 関係

改 正 後	改 正 前
(廃 止)	<u>第 68 条の 32 (支援事業所取引金額が増加した場合の 3 年以内取得資産の割増償却) 関係</u>
(廃 止)	<u>(3 年以内取得資産に係る特別償却限度額の合計額が支援事業所取引増加額を超える場合の計算)</u>
	<u>68 の 32-1 措置法第 68 条の 32 第 1 項に規定する 3 年以内取得資産 (以下 68 の 32-1 において「3 年以内取得資産」という。) に係る特別償却限度額の合計額が同項に規定する支援事業所取引増加額 (以下 68 の 32-1 において「支援事業所取引増加額」という。) を超えることにより、同項に規定する特別償却限度額の合計額が支援事業所取引増加額を限度とされる場合において、当該特別償却限度額の合計額をいずれの 3 年以内取得資産に配分するかは、個々の 3 年以内取得資産に係る特別償却限度額を限度として、連結法人の計算によることができる。</u>

十八 第 68 条の 33 (次世代育成支援対策に係る基準適合認定を受けた場合の次世代育成支援対策資産の割増償却) 関係

改 正 後	改 正 後
(廃 止)	<u>第 68 条の 33 (次世代育成支援対策に係る基準適合認定を受けた場合の建物等の</u>

改 正 後	改 正 後
(廃 止)	<p style="text-align: center;"><u>割増償却</u> 関係</p> <p style="text-align: center;"><u>(特別償却等の対象となる建物の附属設備)</u></p> <p><u>68 の 33-1</u> 措置法第 68 条の 33 第 1 項に規定する建物の附属設備は、当該建物とともに取得又は新築、増築若しくは改築をする場合における建物附属設備に限られることに留意する。</p>

十九 第 68 条の 34 ((サービス付き高齢者向け賃貸住宅の割増償却) 関係)

改 正 後	改 正 前
<p>(特定都市再生建築物等にサービス付き高齢者向け賃貸住宅が含まれる場合)</p> <p>68 の 34-4 ……………<u>特定都市再生建築物等</u>……………</p>	<p>(特定再開発建築物等にサービス付き高齢者向け賃貸住宅が含まれる場合)</p> <p>68 の 34-4 ……………<u>特定再開発建築物等</u>……………</p>

二十 第 68 条の 35 ((特定都市再生建築物等の割増償却) 関係)

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">第 68 条の 35 <u>((特定都市再生建築物等の割増償却) 関係)</u></p> <p>(<u>特定都市再生建築物等の範囲</u>)</p> <p>68 の 35-1 ……………</p> <p>……………<u>特定都市再生建築物等</u> (以下「<u>特定都市再生建築物等</u>」という。)</p> <p>……………</p> <p>(<u>特定都市再生建築物等に該当する建物附属設備の範囲</u>)</p>	<p style="text-align: center;">第 68 条の 35 <u>((特定再開発建築物等の割増償却) 関係)</u></p> <p>(<u>特定再開発建築物等の範囲</u>)</p> <p>68 の 35-1 ……………</p> <p>……………<u>特定再開発建築物等</u> (以下「<u>特定再開発建築物等</u>」という。)</p> <p>……………</p> <p>(<u>特定再開発建築物等に該当する建物附属設備の範囲</u>)</p>

改 正 後	改 正 前
<p>68 の 35-2 ……<u>特定都市再生建築物等</u>……………</p> <p>(併せて設置されるものの意義)</p> <p>68 の 35-3 措置法第 68 条の 35 第 3 項の規定に係る同法第 47 条の 2 第 3 項第 3 号の規定により<u>特定都市再生建築物等</u>……………</p> <p>(資本的支出)</p> <p>68 の 35-5 ……<u>特定都市再生建築物等</u>……………<u>特定都市再生建築物等</u>……………</p>	<p>68 の 35-2 ……<u>特定再開発建築物等</u>……………</p> <p>(併せて設置されるものの意義)</p> <p>68 の 35-3 措置法第 68 条の 35 第 3 項の規定により<u>特定再開発建築物等</u>……………</p> <p>(資本的支出)</p> <p>68 の 35-5 ……<u>特定再開発建築物等</u>……………<u>特定再開発建築物等</u>……………</p>

二十一 第 68 条の 59 (中小連結法人等の貸倒引当金の特例) 関係

改 正 後	改 正 前
<p>(実質的に債権とみられないものの簡便計算)</p> <p>68 の 59-2 ……<u>平成 27 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日まで</u>……………</p> <p>……………<u>各連結事業年度 (その事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、当該事業年度)</u>……………</p>	<p>(実質的に債権とみられないものの簡便計算)</p> <p>68 の 59-2 ……<u>平成 10 年 4 月 1 日から平成 12 年 3 月 31 日まで</u>……………</p> <p>……………<u>各事業年度</u>……………</p>

二十二 旧第 68 条の 63 の 3 (連結法人である認定研究開発事業法人等の課税の特例) 関係

改 正 後	改 正 前
<p>(廃 止)</p> <p>(廃 止)</p>	<p><u>第 6 章の 3 連結法人である認定研究開発事業法人等の課税の特例</u></p> <p><u>第 68 条の 63 の 3 (連結法人である認定研究開発事業法人等の課税の特例) 関係</u></p>

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: right;">(廃止)</p>	<p><u>(軽減対象連結所得金額に係る益金の額)</u></p> <p><u>68の63の3-1 措置法令第39条の90の3第1項に規定する軽減対象連結所得金額（以下「軽減対象連結所得金額」という。）を計算する場合の益金の額は、同項に規定する研究開発事業等（以下「研究開発事業等」という。）に係る収入金額の合計額によるから、次に掲げるような金額はこれに含まれないことに留意する。</u></p> <p><u>ただし、貸倒引当金等の引当金、準備金の益金算入額のうちこれらの引当金、準備金を繰り入れた連結事業年度（その事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、当該事業年度）において軽減対象連結所得金額（措置法令第37条第1項に規定する軽減対象所得金額を含む。）の計算上損金の額に算入された繰入金額に相当する金額は当該益金の額に算入する。</u></p> <p>(1) <u>国庫補助金、補償金、保険金その他これらに準ずるものの収入による益金の額</u></p> <p>(2) <u>固定資産又は有価証券の譲渡又は評価に係る益金の額</u></p> <p>(3) <u>受取配当金、受取利子等の営業外収益の額</u></p> <p><u>(軽減対象連結所得金額に係る損金の額)</u></p> <p><u>68の63の3-2 軽減対象連結所得金額を計算する場合の損金の額は、研究開発事業等に係る収入金額に対応する売上原価の額並びに販売費、一般管理費その他の費用及び損失の額によるのであるから、次に掲げる金額はこれに含まれることに留意する。</u></p> <p>(1) <u>棚卸資産の評価換えによる損失の額</u></p> <p>(2) <u>減価償却資産又は繰延資産の償却費の額</u></p> <p>(3) <u>減価償却資産の除却、滅失、評価換え又は譲渡による損失の額（保険金、</u></p>
<p style="text-align: right;">(廃止)</p>	

改 正 後	改 正 前
(廃 止)	<p style="text-align: center;"><u>補償金その他これらに類するものにより補填される部分の金額を除く。</u>)</p> <p style="text-align: center;"><u>(申告に係る損金の額に算入されるべき金額の意義)</u></p> <p>68の63の3-3 <u>措置法第68条の63の3第2項に規定する「申告に係るその損金の額に算入されるべき金額」の意義については、68の63-8の取扱いを準用する。</u></p>

二十三 第68条の65(農用地等を取得した場合の課税の特例)関係

改 正 後	改 正 前
<p>(貸付けの用に供されているものに該当しない機械の貸与)</p> <p>68の65-3 ……<u>措置法第68条の65第1項に規定する特定農業用機械等</u>……………<u>特定農業用機械等について同項</u>……………</p>	<p>(貸付けの用に供されているものに該当しない機械の貸与)</p> <p>68の65-3 ……<u>機械その他の減価償却資産</u>……………<u>機械その他の減価償却資産について措置法第68条の65第1項</u>……………</p>

二十四 第68条の68(土地の譲渡等がある場合の特別税率)関係

改 正 後	改 正 前
<p>(土地区画整理法に規定する組合員である個人又は法人の意義)</p> <p>68の68(5)-21 ……<u>措置法規則第21条の19第10項第2号イ</u>……………</p>	<p>(土地区画整理法に規定する組合員である個人又は法人の意義)</p> <p>68の68(5)-21 ……<u>措置法規則第21条の19第9項第2号イ</u>……………</p>
<p>(国土利用計画法の許可を受けて買い取られる場合)</p> <p>68の68(5)-32 ……<u>措置法規則第21条の19第10項第1号イ(1)</u>……………<u>措置法規則第21条の19第10項第1号イ(1)</u>……………</p>	<p>(国土利用計画法の許可を受けて買い取られる場合)</p> <p>68の68(5)-32 ……<u>措置法規則第21条の19第9項第1号イ(1)</u>……………<u>措置法規則第21条の19第9項第1号イ(1)</u>……………</p>

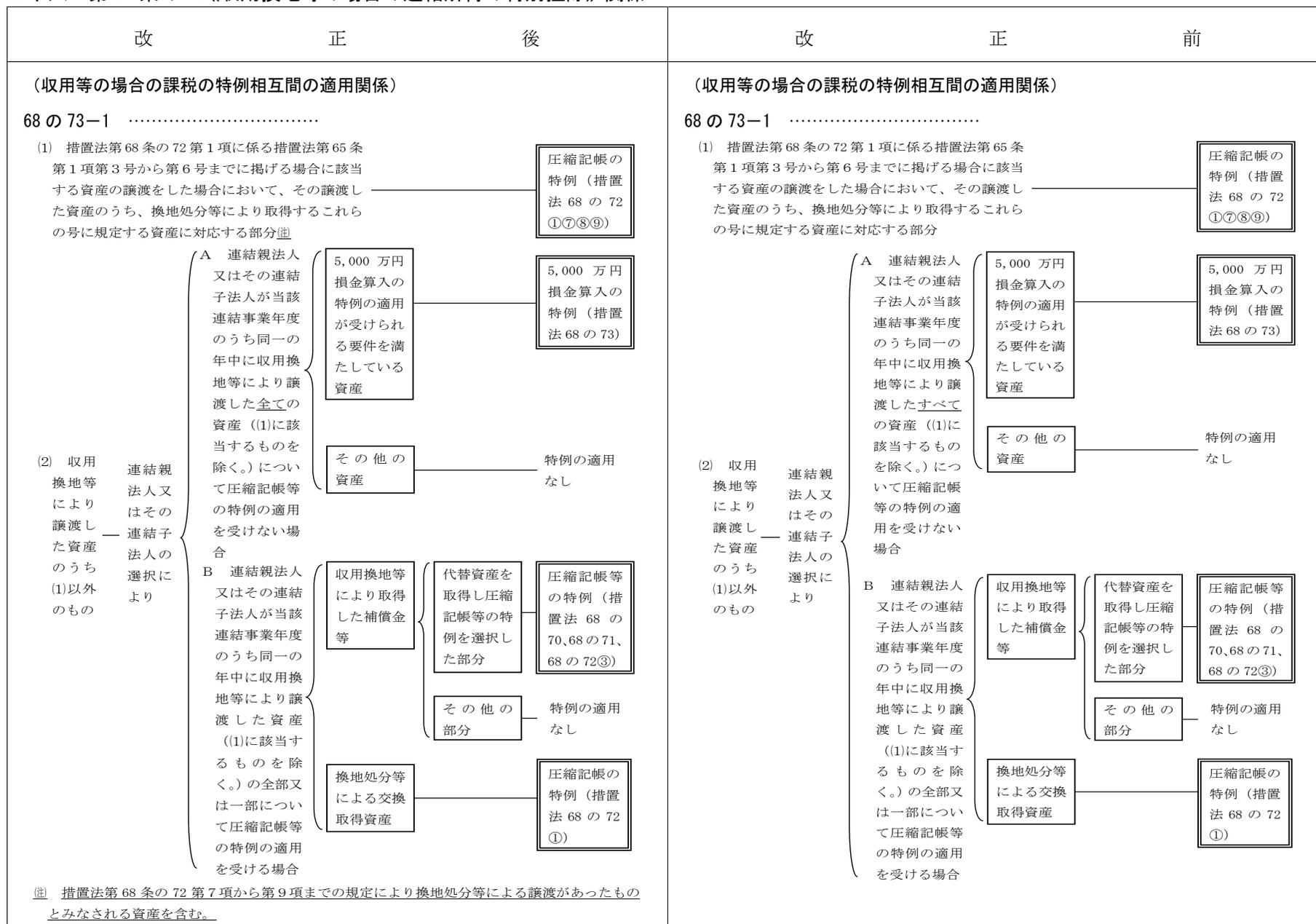
改 正 後	改 正 前
<p>(国土利用計画法の届出をして買い取られる場合)</p> <p>68 の 68 (5) - 33 ……………措置法規則第 21 条の 19 第 10 項第 1 号イ(2)…… ……………都道府県知事(地方自治法第 252 条の 19 第 1 項の指定都市にあって は、当該指定都市の長) から国土利用計画法……………措置法規則第 21 条の 19 第 10 項第 1 号イ(2)…………… (1) …………… (2) ……………</p> <p>(証明書類の添付がなかったことについてやむを得ない事情がある場合の除外規 定の適用)</p> <p>68 の 68 (6) - 12 …………… ……………第 10 項各号……………</p> <p>(信託財産に属する土地等の譲渡に係る証明書類の添付)</p> <p>68 の 68 (6) - 13 …………… ……………第 10 項各号……………</p>	<p>(国土利用計画法の届出をして買い取られる場合)</p> <p>68 の 68 (5) - 33 ……………措置法規則第 21 条の 19 第 9 項第 1 号イ(2)…… ……………都道府県知事から同法……………措置法規則第 21 条の 19 第 9 項第 1 号イ(2)…………… (1) …………… (2) ……………</p> <p>(証明書類の添付がなかったことについてやむを得ない事情がある場合の除外規 定の適用)</p> <p>68 の 68 (6) - 12 …………… ……………第 9 項各号……………</p> <p>(信託財産に属する土地等の譲渡に係る証明書類の添付)</p> <p>68 の 68 (6) - 13 …………… ……………第 9 項各号……………</p>

二十五 第 68 条の 70～第 68 条の 73 (収用等の場合の課税の特例) 関係

改 正 後	改 正 前
<p>(借地権等の価額が 10 分の 5 以上となるかどうかの判定)</p> <p>68 の 70 (1) - 8 …………… (注) 当該起業者から交付を受けた対価補償金の額が令第 138 条第 1 項第 1 号イ 又はロに掲げる借地権又は地役権の設定に係るものである場合には、「当該</p>	<p>(借地権等の価額が 10 分の 5 以上となるかどうかの判定)</p> <p>68 の 70 (1) - 8 ……………</p>

改 正 後	改 正 前
<p><u>起業者から交付を受けた対価補償金の額</u>を同号イ又はロの「当該直前におけるその土地の価額から当該直後におけるその土地の価額を控除した残額」として同号の割合を計算し 10 分の 5 以上であるかどうかを判定して差し支えない。</p> <p>(代替資産の先行取得期間)</p> <p>68 の 70(3)－7 ……………措置法第 46 条及び第 68 条の 31……………</p> <p>(圧縮記帳をした資産についての特別償却等の不適用)</p> <p>68 の 70(3)－17 ……………措置法第 68 条の 31……………</p> <p>(代行買収の要件)</p> <p>68 の 70(4)－2 ……………措置法規則第 14 条第 5 項第 2 号から第 4 号の 2 まで……………</p> <p>(1) ……………</p> <p>(2) ……………</p> <p>(3) ……………</p> <p>(4) ……………</p>	<p>(代替資産の先行取得期間)</p> <p>68 の 70(3)－7 ……………措置法第 46 条、第 46 条の 2、第 68 条の 31 及び第 68 条の 32……………</p> <p>(圧縮記帳をした資産についての特別償却等の不適用)</p> <p>68 の 70(3)－17 ……………措置法第 68 条の 31 及び第 68 条の 32……………</p> <p>(代行買収の要件)</p> <p>68 の 70(4)－2 ……………措置法規則第 14 条第 5 項第 2 号から第 4 号の 3 まで……………</p> <p>(1) ……………</p> <p>(2) ……………</p> <p>(3) ……………</p> <p>(4) ……………</p>

二十六 第 68 条の 73 ((収用換地等の場合の連結所得の特別控除) 関係



改 正 後	改 正 前
<p>(代行買取における証明書の発行者)</p> <p>68 の 73-17 ……措置法規則第 14 条第 5 項第 2 号から第 4 号の 2 ま で……措置法規則第 14 条第 5 項第 2 号から第 4 号の 2 まで…… ……</p>	<p>(代行買取における証明書の発行者)</p> <p>68 の 73-17 ……措置法規則第 14 条第 5 項第 2 号から第 4 号の 3 ま で……措置法規則第 14 条第 5 項第 2 号から第 4 号の 3 まで…… ……</p>

二十七 第 68 条の 75 ((特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の連結所得の特別控除) 関係)

改 正 後	改 正 前
<p>(2 以上の年にわたり買取りが行われた場合の措置法第 68 条の 74 との適用関係)</p> <p>68 の 75-12 ……措置法第 65 条の 4 第 1 項第 1 号及び第 6 号から第 11 号まで……</p>	<p>(2 以上の年にわたり買取りが行われた場合の措置法第 68 条の 74 との適用関係)</p> <p>68 の 75-12 ……措置法第 65 条の 4 第 1 項第 1 号、第 4 号及び第 6 号から第 8 号まで……</p>

二十八 第 68 条の 78~第 68 条の 80 ((特定の資産の買換えの場合等の課税の特例) 関係)

改 正 後	改 正 前
<p>(贈与による譲渡等があったものとされる場合の適用除外)</p> <p>68 の 78(1)-4 ……措置法第 68 条の 78 第 16 項……</p> <p>(1) ……</p> <p>(2) ……</p> <p>(3) ……</p> <p>(差益割合の計算)</p> <p>68 の 78(3)-1 措置法第 68 条の 78 第 16 項第 4 号……</p>	<p>(贈与による譲渡等があったものとされる場合の適用除外)</p> <p>68 の 78(1)-4 ……措置法第 68 条の 78 第 15 項……</p> <p>(1) ……</p> <p>(2) ……</p> <p>(3) ……</p> <p>(差益割合の計算)</p> <p>68 の 78(3)-1 措置法第 68 条の 78 第 15 項第 4 号……</p>

改 正 後	改 正 前
(1)	(1)
(2)	(2)
(3)	(3)
(註)	(註)
(譲渡資産の譲渡に要する経費の範囲)	
68 の 78(3) -5 <u>措置法第 68 条の 78 第 16 項第 4 号</u>	68 の 78(3) -5 <u>措置法第 68 条の 78 第 15 項第 4 号</u>
(1)	(1)
(2)	(2)
(3)	(3)
(譲渡に伴う取壊し損失)	
68 の 78(3) -6	68 の 78(3) -6
..... <u>措置法第 68 条の 78 第 16 項第 4 号</u> <u>措置法第 68 条の 78 第 15 項第 4 号</u>
(譲渡対価の額等の計算に誤りがあった場合の損金算入額)	
68 の 78(3) -7	68 の 78(3) -7
..... <u>同条第 16 項第 3 号</u> <u>同条第 15 項第 3 号</u>
(圧縮記帳をした資産についての特別償却等の不適用)	
68 の 78(3) -11	68 の 78(3) -11
..... <u>措置法第 68 条の 31</u> <u>措置法第 68 条の 31 及び第 68 条の 32</u>
(事業の用に供しなかった買換資産に係る特別償却等)	
68 の 78(3) -12	68 の 78(3) -12

改 正 後	改 正 前
<p>……………措置法第 68 条の 10、第 68 条の 11、<u>第 68 条の 13 から第 68 条の 15 の 2 まで</u>、第 68 条の 15 の 4、第 68 条の 15 の 6、第 68 条の 16、第 68 条の 17、第 68 条の 19、第 68 条の 24 から第 68 条の 27 まで、第 68 条の 29 及び第 68 条の 33 から第 68 条の 36 まで……………</p> <p>(1) ……………</p> <p>(2) 措置法第 68 条の 27 第 2 項及び<u>第 68 条の 34</u> から第 68 条の 36 まで…………… ……………<u>供用期間</u>の末日……………</p> <p>(注) 1 ……………</p> <p>2 ……………</p> <p>(特別償却等を実施した先行取得資産についての圧縮記帳の不適用)</p> <p>68 の 78(3) - 13 ……………</p> <p>……………措置法第 68 条の 10、第 68 条の 11、<u>第 68 条の 13 から第 68 条の 15 の 2 まで</u>、第 68 条の 15 の 4、第 68 条の 15 の 6、第 68 条の 16、第 68 条の 17、第 68 条の 19、第 68 条の 24 から第 68 条の 27 まで、第 68 条の 29 及び第 68 条の 33 から第 68 条の 36 まで……………</p> <p>(取得をする見込みである資産に係る書類)</p> <p>68 の 78(4) - 8 ……………</p> <p>付表</p>	<p>……………措置法第 68 条の 10、第 68 条の 11、<u>第 68 条の 13、第 68 条の 14、第 68 条の 15、第 68 条の 15 の 3</u>、第 68 条の 15 の 4、第 68 条の 15 の 6、第 68 条の 16、第 68 条の 17、第 68 条の 19、第 68 条の 24 から第 68 条の 27 まで、第 68 条の 29 及び第 68 条の 33 から第 68 条の 36 まで……………</p> <p>(1) ……………</p> <p>(2) 措置法第 68 条の 27 第 2 項及び<u>第 68 条の 33</u> から第 68 条の 36 まで…………… ……………<u>期間</u>の末日……………</p> <p>(注) 1 ……………</p> <p>2 ……………</p> <p>(特別償却等を実施した先行取得資産についての圧縮記帳の不適用)</p> <p>68 の 78(3) - 13 ……………</p> <p>……………措置法第 68 条の 10、第 68 条の 11、<u>第 68 条の 13、第 68 条の 14、第 68 条の 15、第 68 条の 15 の 3</u>、第 68 条の 15 の 4、第 68 条の 15 の 6、第 68 条の 16、第 68 条の 17、第 68 条の 19、<u>第 68 条の 20</u>、第 68 条の 24 から第 68 条の 27 まで、第 68 条の 29 及び第 68 条の 33 から第 68 条の 36 まで……………</p> <p>(取得をする見込みである資産に係る書類)</p> <p>68 の 78(4) - 8 ……………</p> <p>付表</p>

改 正 後

特定の資産の譲渡に伴う特別勘定を設けた 場合の取得予定資産の明細書				連 事 年 度	結 業 年 度	・ ・ ・ ・	法人名 ()
譲渡資産の明細	種 類	1		特別勘定として 経理した金額	5		
	所 在 地	2			繰入限度超過額	6	
	規 模	3		特別勘定金額 の計算		7	
	譲 渡 年 月 日	4	年 月 日		(5) - (6)		
措置法第68条の78 第1項の表の該当号		8	措置法第 号該当	措置法第 号該当	措置法第 号該当		
取得予定資産の明細	種 類	9					
	構 造	10					
	所 在 地	11					
	規 模	12					
取得予定年月日		13	年 月 日	年 月 日	年 月 日		
その他参考となるべき事項 							

改 正 前

特定の資産の譲渡に伴う特別勘定を設けた 場合の取得予定資産の明細書				連 事 年 度	結 業 年 度	・ ・ ・ ・	法人名 ()
法 人 の 所 在 地							
譲渡資産の明細	種 類	1		特別勘定として 経理した金額	5		
	所 在 地	2			繰入限度超過額	6	
	規 模	3		特別勘定金額 の計算		7	
	譲 渡 年 月 日	4	年 月 日		(5) - (6)		
措置法第68条の78 第1項の表の該当号		8	措置法第 号該当	措置法第 号該当	措置法第 号該当		
取得予定資産の明細	種 類	9					
	構 造	10					
	所 在 地	11					
	規 模	12					
取得予定年月日		13	年 月 日	年 月 日	年 月 日		
その他参考となるべき事項 							

改 正 後	改 正 前
特定の資産の譲渡に伴う特別勘定を設けた 場合の取得予定資産の明細書の記載の仕方	特定の資産の譲渡に伴う特別勘定を設けた 場合の取得予定資産の明細書の記載の仕方
1	1
2	2
3	3
	4 「法人の所在地」欄は、適用を受けようとする連結法人が連結親法人の場合 <u>には、納税地を記載します。</u>
<u>4</u>	<u>5</u>
<u>5</u>	<u>6</u>
<u>6</u>	<u>7</u>
<u>7</u>	<u>8</u>

二十九 第 68 条の 90～第 68 条の 93 (連結法人の特定外国子会社等に係る所得の課税の特例) 関係

改 正 後	改 正 前
(被統括会社の事業を行うに必要と認められる者) 68 の 90-17 の 2 <u>法人</u> <u>法人</u>	(被統括会社の事業を行うに必要と認められる者) 68 の 90-17 の 2 <u>外国法人</u> <u>外国法人</u>
(剰余金の配当等の額の支払に係る効力が生ずる日) 68 の 90-18 の 3連結納税基本通達 2-1-30 の(1)及 <u>び(2)</u>剰余 金の配当等の額 <u>(.....)</u> の支払.....同通達の <u>(5)</u> のイ.....	(剰余金の配当等の額の支払に係る効力が生ずる日) 68 の 90-18 の 3連結納税基本通達 2-1-30 の(1).....剰余金の配 当等の額の支払.....同通達の <u>(4)</u> のイ.....同通達の <u>(4)</u> のハ

改 正 後	改 正 前
同通達の(5)のハ…………… ……………	…………… ……………
(適用除外の特定外国子会社等であることの証明)	(適用除外の特定外国子会社等であることの証明)
68の90-19 措置法第68条の90第7項……………同条第3項…………… …	68の90-19 措置法令第39条の117の2第21項……………措置法第68条 の90第3項……………
(部分適用対象金額に係る適用除外に該当することの証明)	(部分適用対象金額に係る適用除外に該当することの証明)
68の90-19の2 措置法第68条の90第7項……………同条第5項…………… ……………	68の90-19の2 措置法令第39条の117の2第21項……………措置法第 68条の90第5項……………
(統括会社に該当することの証明)	(統括会社に該当することの証明)
68の90-19の3 措置法第68条の90第9項……………同条第7項…………… ……………同条第3項……………統括業務……………資料……………	68の90-19の3 措置法令第39条の117の2第22項……………同条第21 項……………措置法第68条の90第3項……………前条第1項に規定 する統括業務……………資料(同項の契約に係る書類の写しを含む。)… ……………
(統括業務の基となる契約に係る書類の写し)	(統括業務の基となる契約に係る書類の写し)
68の90-19の4 措置法規則第22条の76第5項……………	68の90-19の4 措置法令第39条の117の2第22項により読み替えて適用され る同条第21項……………

三十 第 68 条の 94 (技術研究組合の連結所得の計算の特例) 関係

改 正 後	改 正 前
(廃 止)	<p><u>(圧縮記帳をすることができる試験研究用固定資産の範囲)</u></p> <p><u>68 の 94-2 措置法第 68 条の 94 第 1 項に係る措置法第 66 条の 10 第 1 項に規定する「試験研究の用に直接供する固定資産」とは、同項に規定する固定資産でこれを直接使用して試験研究を行うもの、専ら試験研究の用に供される研究所等の建物、当該建物の敷地の用に供される土地等及び当該建物に設備されるじゅう器・備品をいうものとし、事務所（研究所等の建物の一部分を事務所に充てている場合における当該事務所を除く。）及び寄宿舎等の厚生施設等は、これに含まれないことに取り扱う。</u></p>

三十一 第 68 条の 103 (特定株式投資信託の収益の分配に係る受取配当等の益金不算入の特例) 関係

改 正 後	改 正 前
<p>第 68 条の 103 <u>(特定株式投資信託の収益の分配に係る受取配当等の益金不算入の特例) 関係</u></p> <p>(名義が異なる特定株式投資信託の収益の分配)</p> <p>68 の 103-1 連結基本通達 3-1-1 の取扱いは、<u>措置法第 68 条の 103 第 1 項</u>に規定する特定株式投資信託 (以下「特定株式投資信託」という。) ……………</p> <p>……………</p> <p><u>(受益権の銘柄)</u></p> <p><u>68 の 103-2 措置法第 68 条の 103 第 1 項の規定により読み替えられた法第 81 条の 4 第 2 項の規定を適用する場合の特定株式投資信託の受益権の銘柄の区分</u></p>	<p>第 68 条の 103 <u>(特定株式投資信託の収益の分配に係る受取配当等の益金不算入等の特例) 関係</u></p> <p>(名義登録を失念した場合等の特定株式投資信託の収益の分配)</p> <p>68 の 103-1 連結基本通達 3-1-1 <u>及び 3-1-2 の本文</u>の取扱いは、<u>措置法第 68 条の 103</u>に規定する特定株式投資信託……………</p> <p>(新 設)</p>

改 正 後	改 正 前
<p><u>は、ユニット型の特定株式投資信託の受益権についてはその設定の回ごとに、オープン型の特定株式投資信託の受益権についてはその信託ごとに行うものとする。</u></p>	

三十二 経過的取扱い

改 正 後	改 正 前
<p><u>(経過的取扱い…改正前の措置法等の適用がある場合)</u></p> <p><u>改正法令(所得税法等の一部を改正する法律(平成27年法律第9号)、租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令(平成27年政令第148号)及び租税特別措置法施行規則等の一部を改正する省令(平成27年財務省令第30号)をいう。)による改正前の措置法、措置法令及び措置法規則(改正法令の附則により読み替えて適用される改正前の措置法、措置法令及び措置法規則を含む。)の規定の適用を受ける場合の取扱いについては、この法令解釈通達による改正前の租税特別措置法関係通達(連結納税編)の取扱いの例による。</u></p>	<p>(新 設)</p>